

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と熊本県環境事業団体連合会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送（以下「災害し尿等の収集運搬等」という。）に係る支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熊本県内における災害発生時、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、乙が、自己の有する経験及び機動力を活かして災害し尿等の収集運搬等を迅速かつ適正に支援する場合の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（2）汚水

県又は市町村が管理する集合処理施設に流入した廃水をいう。

（連絡窓口）

第3条 この協定に係る甲及び乙の連絡の窓口は次のとおりとする。

（1）甲の連絡窓口：熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

熊本県土木部道路都市局下水環境課

（2）乙の連絡窓口：熊本県環境事業団体連合会事務局

（平常時の連携）

第4条 乙は、平常時の対応として、甲及び熊本県内の市町村（以下「市町村」という。）と連携し、災害し尿等の収集運搬等について協議、情報提供等を行うものとする。

（支援の要請手続）

第5条 甲は、甲が実施主体の事業に関し乙の支援が必要と判断した場合、及び市町村からの要請があった場合、乙に対して災害し尿等の収集運搬等に関し支援を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに甲に協力するものとする。

3 第1項の要請は、甲が文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（支援の内容等）

第6条 乙は、前条第1項の要請があったときは、要請内容に応じ、可能な限り災害し尿等の収集運搬等を行うものとする。

2 前項の支援にあたり、乙は、周囲の生活環境に支障を生じないよう十分に配慮するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、乙の支援が円滑に行われるよう、乙に県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第6条第1項に基づき災害し尿等の収集運搬等を実施したときは、次に掲げる事項を文書により、甲及び要請を行った市町村に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 災害し尿等の収集運搬等を実施した時期、場所、業者、種類、数量及び状況
- (2) 災害し尿等の収集運搬等に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 乙が、第6条第1項に基づき実施した災害し尿等の収集運搬等に要した費用については、乙と甲又は乙と市町村で協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第10条 乙が、第6条第1項に基づき実施した災害し尿等の収集運搬等により生じた損害補償については、乙と甲又は乙と市町村で協議するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲と乙又は乙と市町村で協議して定めるものとする。

(その他協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 甲と乙が平成19年2月2日に締結した協定は、本書のとおり改定し、平成29年11月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月15日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 熊本県中央区水前寺6丁目30番20号

熊本県環境事業団体連合会

会長 松岡 修

